部長及び参事官　　捜一発第255号
殿　　令和６年12月12日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

検案又は死亡時画像の読影を行った医師に対する解剖等の結果の提供について（通達乙）

検案又は死亡時画像の読影を行った医師（以下「検案医等」という。）に対する警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「死因・身元調査法」という。）第６条の規定に基づく解剖又は死因・身元調査法第５条の規定に基づく死亡時画像診断の結果の提供については、平成26年６月に閣議決定された死因究明等推進計画（令和３年６月廃止）において、死因究明等の推進を行うための当面の重点施策の１つとして掲げられ、これまで、「検案又は死亡時画像の読影を行った医師に対する解剖等の結果の提供について（通達乙）」（平成31年２月13日付け捜一発第32号。以下「旧通達」という。）に基づき、検案医等が自己の判断結果と実施された解剖又は死亡時画像診断の結果を比較することができるよう、警察では、捜査に支障が生じない範囲において、解剖又は死亡時画像診断の結果を提供してきたところである。

令和３年６月１日、死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）に基づく死因究明等推進計画が閣議決定され、検案医等に対する解剖又は死亡時画像診断の結果の提供についても引き続き同計画に盛り込まれているところ、今般、死因・身元調査法第４条の規定に基づく調査の結果も、プライバシーや捜査への影響等を踏まえつつ、目的達成のために必要と認められる場合には提供することとするなどの所要の整理を行い、下記のとおり運用することとしたことから、関係所属にあっては、その対応に遺漏なきようにされたい。

なお、本通達乙の発出をもって、旧通達は廃止する。

記

１　提供の対象となる死体

死因・身元調査法第６条の規定に基づく解剖又は同法第５条の規定に基づく検査若しくは同法第４条の規定に基づく調査を実施した死体であって、犯罪捜査の手続きに付されていないもの。

２　提供の基準

各署が取り扱った死体について、検案医等から、その検案又は死亡時画像の読影に係る死体の解剖、死亡時画像診断又は調査（以下「解剖等」という。）の結果の提供の求めがあった場合において、当該検案医等の育成及び資質の向

上を図るために当該解剖等の結果の提供が必要と認める場合は、次に従って解剖後の結果を提供すること。

このうち、調査の結果に関しては、検案医等の育成及び資質の向上という目的達成のために必要と認められるものについて、遺族等のプライバシーや捜査への影響等に留意しつつ、その提供の可否を適切に判断して対応すること。

⑴　検案医

死因・身元調査法第６条の規定に基づく解剖、同法第５条の規定に基づく死亡時画像診断又は同法第４条の規定に基づく調査の結果

⑵　読影医

死因・身元調査法第６条の規定に基づく解剖又は同法第４条の規定に基づく調査の結果

３　提供の方式

⑴　口頭による提供

解剖等の結果の提供は、原則として口頭説明によるものとする。

説明については、概要の説明にとどまる限りは、各署から行うものとしても差し支えないが、説明の内容が高度な専門的知識を要する事項にわたる部分は、当該解剖等を行った医師に連絡し、検案医等に対して直接説明するよう依頼すること。

⑵　解剖記録書等の提供

解剖の結果を記録した書面又は死亡時画像（以下「解剖記録書等」という。）については、解剖記録書等の提供を求める検案医等がこれを利用することにつき、遺族等の同意を得ていることを確認できた場合に限り提供すること。

解剖記録書等の提供に当たっては、当該解剖等を実施した医師から行うものとし、各署においては、当該医師との必要な連絡・調整を行うこと。

また、遺族等の同意については、解剖記録書等の提供を求める検案医等が得るものとし、各署においては、遺族等に対する事前連絡、当該検案医等に対する遺族の連絡先等の伝達等の必要な支援を行うこと。

４　留意事項

⑴　解剖等の結果の提供に当たっては、高知県個人情報保護条例の規定に従うこと。

また、解剖等の結果のほか、死者の氏名、生年月日等を必要な範囲で提供することも妨げないが、それ以外の死者に関する情報については提供の可否を慎重に検討すること。

⑵　解剖等の結果の提供の相手方となる検案医等に対し、提供に係る結果を適切に管理するとともに、これを医学研究以外の用途に利用しないよう必要な

注意喚起を行うこと。

また、医学研究目的に利用する場合であっても、死者を識別できる方法でこれを第三者に提供することのないよう、併せて注意喚起を行うこと。

⑶　検案医等から司法解剖が行われた死体について解剖等の結果の提供を求められた場合は、その後の犯罪捜査に支障を生じることが考えられるとともに刑事訴訟法第47条の規定もあることから、必要に応じて検察庁とも協議を行い、その可否等について個別に検討することが必要となるので注意すること。